

庄原市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 27 年 2 月策定（平成 27 年度～平成 29 年度）
平成 30 年 11 月改定（平成 30 年度～平成 32 年度）

庄原市通学路安全推進会議

1 プログラムの目的

平成24年4月以降、登下校中の児童生徒の列に自動車が突入し、死傷者が多数発生する痛ましい事故が全国で相次いで発生しました。

このことから、文部科学省・国土交通省・警察庁が連携して対応策を検討し「通学路における緊急合同点検等実施要領」を作成し、関係機関が連携して通学路の安全点検及び安全対策を講じるよう、各省庁から関係機関へ依頼（文科省から都道府県教委へは、平成24年5月30日24ス学健第6号文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長通知）がありました。

これを受け、庄原市では平成24年7月から8月にかけて関係機関（広島県北部建設事務所、庄原市建設課、庄原市教育委員会、庄原警察署、小学校職員、保護者等）と連携し、市内19の小学校区毎に合同で緊急点検を実施し、歩道の整備・交通安全施設設置等の対策が必要な箇所について協議し対応策を講じるなど活動してきました。

本市の長期総合計画においても、自然との共生で暮らしが輝くまちを目指し生活の安全確保のために「交通安全対策の推進」をまちづくりの基本政策に揚げ、交通安全教育の意識啓発、交通安全の施設整備などの施策を推進しています。

これらのことをふまえ、引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、関係機関がより一層連携し、「庄原市通学路交通安全プログラム～通学路の安全確保に関する取組の方針～」を平成27年2月に策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進会議の設置

本市では、通学路の安全確保について関係機関の連携を図るため、以下を構成員とする「庄原市通学路安全推進会議」を設置し推進していきます。

【構成員】

- ・ 庄原市教育委員会 ・ 広島県北部建設事務所 ・ 庄原市環境建設部建設課
- ・ 庄原警察署
- ・ 市内小学校（各校長は自校に関わる合同点検、対策会議に出席します。）
- ・ 市内小学校PTA（各PTA代表は自校に関わる合同点検、対策会議に出席します。）

【推進体制】

関係機関等との連絡調整及び推進会議の運営を行い、「庄原市通学路交通安全プログラム」の策定及び対策の実施状況確認、対策効果の把握、対策の改善・充実の検討など、持続的な通学路交通安全の確保に向けた検討を行います。

- (ア) 庄原市教育委員会は、学校の学校安全計画の策定や通学路設定に関し、指導・助言及び安全教育の推進を支援するとともに、安全確保に向けて関係機関への要請・調整に取り組みます。
- (イ) 道路管理者（広島県北部建設事務所、庄原市環境建設部建設課）は、所管する道路に関し、学校が設定する通学路の歩道の整備や防護柵の設置などの安全確保に取り組みます。
- (ウ) 庄原警察署は、児童等の安全安心な登下校のために、道路の交通安全施設整備、交通規制、交通安全指導、取り締まりなどに取り組みます。
- (エ) 学校は、より安全な通学路を設定した上で学校安全計画に基づき危険箇所を把握し、安全教育や登下校時の安全指導を徹底します。また、関係機関・組織と協議して改善を要請します。
- (オ) PTAは、通学路の危険箇所の把握、街頭指導・パトロールなどの校外指導、家庭における安全教育などを行います。

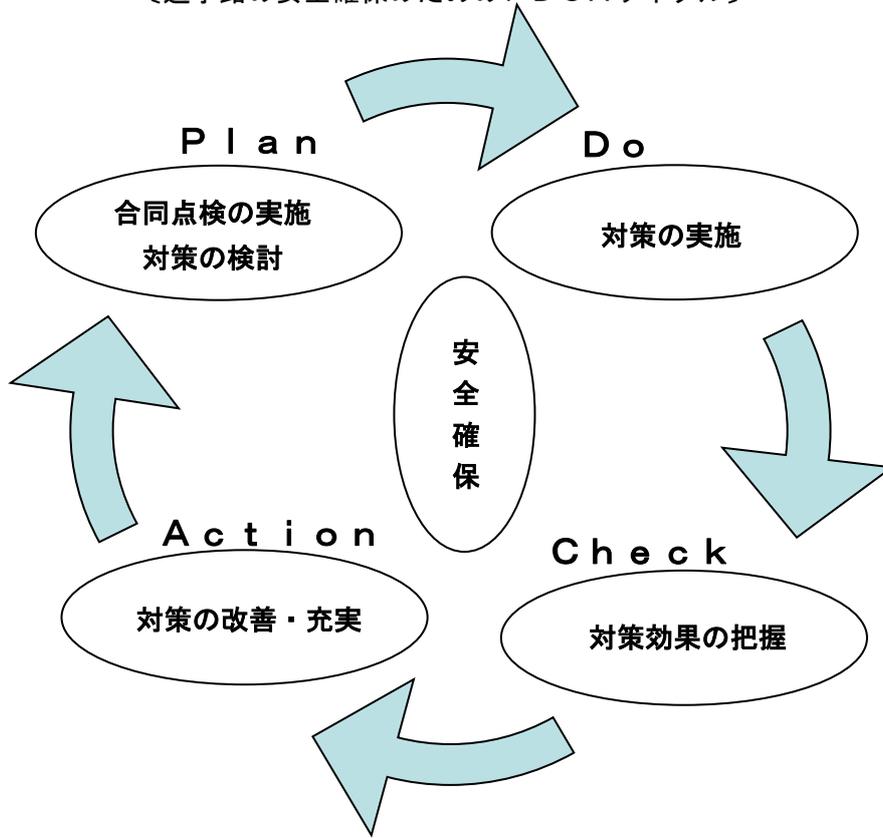
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、引き続き関係機関が連携し合同点検を実施するとともに、対策実施後の効果把握も行い、地域の実情に見合う必要な対策の改善・充実を行います。

これらの取り組みをPDCAサイクルとして次のように繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

〔通学路の安全確保のためのPDCAサイクル〕



(2) 具体的な取組内容

【定期的な合同点検の実施】 **P l a n**

- ・市内小学校 19 校について 3 年に 1 回程度合同点検を実施します。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、庄原市通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。
- ・合同点検は、小学校ごとに、学校、道路管理者、警察、その他必要と思われる者が参加して実施します。

庄原地域	8 校	庄原小学校	永末小学校	高小学校	峰田小学校
		板橋小学校	東小学校	山内小学校	川北小学校
西城地域	2 校	西城小学校	美古登小学校		
東城地域	4 校	小奴可小学校	八幡小学校	粟田小学校	東城小学校
口和地域	2 校	口南小学校	口北小学校		
高野地域	1 校	高野小学校			
比和地域	1 校	比和小学校			
総領地域	1 校	総領小学校			

【対策の検討】 **P l a n**

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに歩道整備や防護柵・注意喚起看板設置のようなハード対策やゾーン 30 の指定等の交通規制や見守り支援のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて効率的・効果的である具体的な実施メニューを検討します。

【対策の実施】 **D o**

- ・対策箇所の具体的な実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図ります。

【対策効果の把握】 **C h e c k**

- ・合同点検の結果に基づく対策実施後の各箇所について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、聞き取り、現地調査等の把握手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

【対策の改善・充実】 **A c t i o n**

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

(3) スケジュール

[平成 30 年度]

時 期	内 容	
4 月	通学路及び危険箇所の報告について通知	教育委員会→学校
5～6 月	各校からの報告集約	学校→教育委員会
8 月	通学路安全推進会議 ・危険箇所の集約結果について報告 ・合同点検の実施について依頼	通学路安全推進会議構成員
9～10 月	合同点検の実施 ・対策方法の検討	通学路安全推進会議構成員
10～11 月	通学路安全推進会議 ・プログラムの改定 ・対策の実施依頼	通学路安全推進会議構成員
	通学路の危険箇所と検討結果の公表	建設課・教育委員会
11～2 月	対策実施	関係諸機関
2～3 月	通学路安全推進会議 ・対策効果の把握 ・対策の改善、充実	通学路安全推進会議構成員
	通学路の危険箇所と対策結果の公表	建設課・教育委員会

[平成 31 年度]

時 期	内 容	
1 月	対策状況等集約	関係諸機関→教育委員会
2～3 月	通学路安全推進会議 ・対策効果の把握 ・対策の改善、充実	通学路安全推進会議構成員
	通学路の危険箇所と対策結果の公表	建設課・教育委員会

[平成 32 年度]

時 期	内 容	
1 月	対策状況等集約	関係諸機関→教育委員会
2～3 月	通学路安全推進会議 ・対策効果の把握 ・対策の改善、充実	通学路安全推進会議構成員
	通学路の危険箇所と対策結果の公表	建設課・教育委員会

平成 33 年度以降も 3 年に 1 度の合同点検を実施し、対策状況等の集約を受けた通学路安全推進会議を毎年開催することにします。

また、新たな通学路が設定された場合など、必要に応じて、見直しを行います。

4 対策箇所一覧表と対策箇所図の公表

合同点検の結果や対策内容については、関係者間で認識を共有し、「対策一覧表」及び「対策箇所図」をまとめ、ホームページ等を活用し公表していきます。

[別添資料]

資料 1 対策一覧表

資料 2 対策箇所図

5 取組実績

■平成 27 年度から平成 29 年度

対策箇所数：46 箇所

対策済数：28 箇所

未完了数：18 箇所

【参考：通学路の設定及び道路の安全確保に係る法令等（一部抜粋）】

平成 24 年度文部科学省交通安全業務計画（平成 24 年 3 月 30 日策定）（抄）

市町村の教育委員会においては、学校に対し、当該学校の所在する地域の実情を十分考慮して幼児児童生徒の通学通園路及び登下校の時間帯を設定し、必要に応じ道路管理者、警察等と共同して、定期的に安全点検を実施するよう指導するとともに、その結果について報告を求める。また、前述の報告をもととし、必要に応じ、管内国公立私立の学校の通学通園路の変更や交通安全施設の新設又は改修などの環境の改善及び登下校の時間帯の調整を図る。

学校保健安全法（昭和三十三年四月十日法律第五十六号）

（学校安全計画の策定等）

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和三十九年四月一日政令第百三号）

第四条 法第六条第三項の政令で定める通学路は、次に掲げるものとする。

- 一 児童又は幼児が小学校（特別支援学校の小学部を含む。）若しくは幼稚園又は保育所（以下これらを「小学校等」という。）に通うため一日につきおおむね四十人以上通行する道路の区間
- 二 前号に掲げるもののほか、児童又は幼児が小学校等に通うため通行する道路の区間で、小学校等の敷地の出入口から一キロメートル以内の区域に存し、かつ、児童又は幼児の通行の安全を特に確保する必要があるもの

学校安全参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（文部科学省著作権所有、平成 13 年発行、平成 22 年改訂）の別表 3

（通学路の設定）

通学路の条件

- ・ できるだけ歩車道の区別がある
- ・ 区別がない場合、交通量が少ない、幅員が児童生徒等の通行を確保できる
- ・ 遮断機のない無人踏切を避ける
- ・ 見通しの悪い危険箇所がない
- ・ 横断箇所に横断歩道、信号機が設置されたり、又は、警察官等の誘導が行われたりしている
- ・ 犯罪の可能性が低いなど

交通安全対策基本法（昭和四十五年六月一日法律第一百十号）

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該区域の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（道路等の設置者等の責務）

第五条 道路、鉄道、軌道、港湾施設、漁港施設、飛行場又は航空保安施設を設置し、又は管理する者は、法令の定めるところにより、その設置し、又は管理するこれらの施設に関し、交通の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。